

高 監 委 第 1 2 4 号

平成 2 0 年 8 月 2 2 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市監査委員	谷 本 繁 男
同	吉 田 正 己
同	中 村 順 一
同	岡 下 勝 彦

平成 1 9 年度高松市財政健全化および経営健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により審査に付された実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類を，また，法第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類を，それぞれ審査したので，次のとおり意見を提出します。

なお，地方自治法第 1 9 9 条の 2 の規定により，谷本繁男監査委員は，将来負担比率の審査について，吉田正己監査委員は，実質公債費比率および将来負担比率の審査について，除斥されています。

## 平成19年度高松市財政健全化および経営健全化の審査意見

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

- (1) 平成19年度の健全化判断比率およびその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 平成19年度の資金不足比率およびその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 2 審査の期間

平成20年7月28日から8月21日まで

#### 3 審査の方法

財政健全化および経営健全化の審査は、市長から提出された平成19年度の健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類ならびに資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているかどうかを主眼として、計数の確認を行ったほか、必要に応じ関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 第2 審査の結果および審査意見

審査に付された次の健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類ならびに資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

今後においても、健全化判断比率が早期健全化基準の数値を、資金不足比率が経営健全化基準の数値を、それぞれ上回ることはないよう、適切な財政運営や経営に取り組まれない。

1 健全化判断比率

(単位 %)

区 分	平成19年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	11.25
② 連結実質赤字比率	—	16.25
③ 実質公債費比率	15.1	25.00
④ 将来負担比率	113.1	350.00

\* 各比率において数値がない場合は、「—」で表示している。

2 資金不足比率

(単位 %)

区 分	平成19年度	経営健全化基準
食肉センター事業特別会計	—	20.00
中央卸売市場事業特別会計	—	20.00
農業集落排水事業特別会計	—	20.00
下水道事業特別会計	—	20.00
介護老人保健施設事業会計	—	20.00
病院事業会計	—	20.00
水道事業会計	—	20.00
塩江簡易水道事業会計	—	20.00

\* 各会計において比率の数値がない場合は、「—」で表示している。